

緊急人材育成支援事業の実施状況及び求職者支援制度について(厚生労働大臣宛て)

指摘の背景となった緊急人材育成支援事業に係る基金造成額のうち、
平成22年度までに基金から支出された額(支出) 1357億3833万円

1 制度の概要

(1) 緊急人材育成・就職支援基金事業の概要

厚生労働省は、中央職業能力開発協会（以下「協会」という。）に対して緊急人材育成・就職支援事業臨時特例交付金を交付し、協会は、この交付金を財源として緊急人材育成・就職支援基金を造成して、これを活用して緊急人材育成・就職支援基金事業を実施している。

(2) 緊急人材育成支援事業の概要

緊急人材育成・就職支援基金事業のうち、緊急人材育成支援事業は、雇用保険を受給できない者の職業訓練の機会を拡充するため、職業訓練（以下、緊急人材育成支援事業として行うこの職業訓練を「基金訓練」という。）、訓練・生活支援給付等を実施するものである。

基金訓練の対象者は、公共職業安定所長から受講勸奨を受けていることなどの要件を満たす者であるとされている。また、訓練・生活支援給付は、基金訓練又は公共職業訓練（以下「基金訓練等」という。）を受講している者に対して、訓練・生活支援給付金（以下「支援給付金」という。）月額10万円等を支給するものである。支援給付金の支給対象者は、原則として、世帯の主たる生計者であること（以下「主たる生計者要件」という。）などの要件が定められており（以下「受給資格要件」という。）、協会はこの要件を満たす者を受給資格認定して支給を行う。

(3) 求職者支援制度の概要

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）が平成23年5月に公布され、10月1日から同法に基づく新制度（以下「求職者支援制度」という。）が開始されることとなった。求職者支援制度は、現行の緊急人材育成支援事業の制度を基に創設されるものである。

2 本院の検査結果

(1) 支援給付金の支給等の状況

ア 中退者等に対する支援給付金の支給

支援給付金は、訓練受講中の生活保障を行うものとして月額10万円等とされているが、基金訓練を受講していた期間が訓練開始から数日間であるのに1か月分の支援給付金を受給しているものなど、中退者等に対する支給が基金訓練等の受講期間に応じたものとなっていない事態が生じていた。

イ 支援給付金の受給資格認定時の審査

主たる生計者要件を満たしていない者に対して支援給付金を支給していたものが22年12月までに129件あったことなどから、受給資格認定時の主たる生計者要件の確認に当たり、申請者の世帯構成を認定申請書の家族状況欄に本人が記載した世帯構成及び申告書により確認することとしている取扱いは、必ずしも適切ではないと認められる。

ウ 支援給付金の受給資格要件の事後的調査

受給資格認定時の審査に当たっては、受給資格要件の大半について申告書をもって確認を行って差し支えないとされており、事後的調査においては、受給資格者等の名義の預金口座の残高等を金融機関に照会するなどして受給資格要件を十分に確認することが重要となる。しかし、受給資格要件に疑義が発生した場合の調査は強制力のない調査であるとされていた。また、照会に対する金融機関の協力を得るには、受給資格認定申請時にあらかじめ申請者本人から同意を得ておくことが有効であるが、厚生労働省はこのような取扱いとしていなかった。このように、支援給付金の事後的調査については、必ずしも受給資格要件の確認を十分に行える体制であったとは認められない。

(2) 事業効果の把握及び発現のための体制

ア 基金訓練受講者の就職率の把握方法

就職率は事業効果を評価する指標の一つであることから、その把握を適切に行うことが重要である。しかし、緊急人材育成支援事業においては、基金訓練受講者の就職率の把握に当たり、各受講者から就職等の状況について記入して提出を受ける就職状況報告書の様式に改善の余地があったり、就職状況報告書の回収率が十分でなかったりなどしていた。

イ 本院が実施した受講者別調査

受講者のより安定した就職のためには、安定所における職業相談等を適切に行うことが重要である。しかし、本院が支援給付金の支給対象者である受講者2000人について調査したところ、受講者の安定所における職業相談の内容が適切に記録されていなかったり、受講者の訓練の修了状況を安定所において適切に把握していなかったりしていた。

ウ 訓練実施機関が従前に開講した同種の訓練コースの就職実績の開示

訓練実施機関が従前に開講した同種のコースの就職実績の開示は、受講希望者にとって有益であるとともに、訓練実施機関に対しても就職実績向上のための取組を促す効果を持つと思料され、事業効果の発現に資すると考えられるが、このような情報は開示されていなかった。

以上のような事態は適切ではなく、求職者支援制度の実施に当たり、改善の要があると認められる。

3 本院が表示する意見

厚生労働省は、23年10月に、緊急人材育成支援事業の制度を基に恒久的に第2のセーフティネットを整備する制度として求職者支援制度を創設することとしており、求職者支援制度は、厚生労働省においても重点施策として位置付けられている。については、厚生労働省において、求職者支援制度の実施に当たり、職業訓練受講給付金が適正に支給されるよう、また、事業効果を適切に把握し十分に発現される体制となるよう、次のとおり意見を表示する。

ア 職業訓練受講給付金の支給を認定職業訓練等の受講期間に応じたものとする

イ 職業訓練受講給付金が適正に支給されるよう、支給要件の確認に当たり住民票等の証明書類により申請者の世帯構成を把握した上で、同一住所における申請者以外の職業訓練受講給付金受給者の有無の確認を行うこととする

ウ 職業訓練受講給付金の支給の適正性について事後的に調査する際に適切な確認を行うため、必要な場合には金融機関への照会等に対する協力を得ることができる体制を整備すること

エ 認定職業訓練受講者の就職率について、より適切に把握することとする

オ 安定所における就職支援措置を適切に実施して特定求職者のより安定した就職の実現を図るため、安定所において毎回の職業相談の内容を適切かつ具体的に記録することを徹底したり、特定求職者の訓練の修了状況を適切に把握したりすること

カ 安定所等において認定職業訓練の情報を提供する際、受講希望者にとってより就職につながりやすい訓練コースの選択に資するよう、また、訓練実施機関に対して就職実績向上のための取組を促すよう、受講希望者に対して訓練実施機関が従前に開講した同種の訓練コースの就職実績を開示する方法を検討すること